公認スキー学校等設置基準及び申請･実施要領

1．公認スキー学校等設置規程第6条に基づき、本設置基準及び申請・要領を定める。
2．本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。
3．公認スキー学校の公認は、本連盟の年度に合わせ、単年度ごとに行う。
4．公認スキー学校の公認期間は、当該年度に本連盟から発行する公認合格通知書に明記された日付から、当該年度の7月31日までとする。
5．公認するスキー学校（A公認、B公認、分校、インターナショナル分校）及びスキー教室（以下、「公認スキー学校」という。）の設置基準及び申請・要領は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）設置
① 同一スキー場内における公認は、原則として1校とする。
② 地形上必要ある場合は、A公認校の管轄で分校の設置を認める。
③ 国外でレッスンを行う場合は、A公認校またはB公認校の管轄で、インターナショナル分校の設置を認める。
④ 上記②及び③については、運営及び経営において本校の指導、育成の必要があるもののみとし、本校を通じて所定の手続により、公認を受けなければならない。

（2）校舎
公認スキー学校は、吹雪などの天候の激変の際、全生徒を収容することができる広さを有すること。ただし、他の建造物を利用してもよい。

（3）校則
公認スキー学校は、スキー学校規則を備え、明示すること。

（4）経理
公認スキー学校は、会計諸帳簿を作成し、収支を明確にしておかなければならない。

（5） 管理
公認スキー学校は、管理者を定め、管理運営の主体を明確にすること。

（6） 校長
公認スキー学校の校長は、当該スキー学校の運営責任者であり、公認スキー指導員、公認スノーボード指導員、公認クロスカントリースキー指導員のいずれかの資格者でなければならない。

（7） 主任教師
公認スキー学校の主任教師は、公認スキー指導員、公認スノーボード指導員、公認クロスカントリースキー指導員のいずれかの資格者でなければならない。

（8） 教師
公認スキー学校の教師は、公認スキー指導員・準指導員、公認スノーボード指導員・準指導員、公認クロスカントリースキー指導員、公認インターナショナルスキーインストラクター及び、各加盟団体が認定する認定指導員のいずれかの資格者でなければならない。また、教師は以下の通り、保有資格以外の指導をしてはならない。
① 公認スキー指導員・準指導員・認定スキー指導員・公認インターナショナルスキーインストラクターは、スキー以外の指導をしてはならない。
② 公認スノーボード指導員・準指導員・認定スノーボード指導員は、スノー

ボード以外の指導をしてはならない。

③ 公認クロスカントリースキー指導員は、クロスカントリースキー以外の指導をしてはならない。

（９）教師の資格確認

公認スキー学校は、当該年度の初回レッスン前に、教師が資格を所持している事、その資格が有効である事を確認しなければならない。

（10）教師の研修

① 公認スキー学校の主任教師は、本連盟公認スキー学校主任教師研修の課程を修了しなければならない。ただし、主任教師が専門委員又は技術員等で、本連盟の行う中央研修会又は技術員研修会の研修を修了している場合は、本課程を修了したものと認める。

② 公認スキー学校の主任教師が、研修に参加できない場合は、代理参加を認める。

（11） 指導料金

公認スキー学校は、指導料金を学校ごとに定め、明示すること。

（12） クラス人員

公認スキー学校の１人の教師の指導する生徒数は、12人以内を原則とする。

（13） 指導時間

公認スキー学校の指導時間は、午前、午後各２時間を原則とする。

（14） 公認スキーバッジテスト、公認スノーボードバッジテスト、公認クロスカントリースキーバッジテストの開催

公認スキー学校は、公認スキーバッジテスト規程、公認スノーボードバッジテスト規程及び公認クロスカントリースキーバッジテスト規程に基づき、所属加盟団体の承認を得て行うことができる。

（15） 保険

① 公認スキー学校は、支払い限度額は１事故につき３億円（対人・対物共通）以上の賠償責任保険に、公認校それぞれの責任において加入していなければならない。保険に関わる加入保険証券等（写）について、公認スキー学校は、本連盟が提出を求めた際に、指定した期日までに提出しなければならない。

② 公認スキー学校は、受講生傷害保険及び受講生賠償責任保険に加入することが望ましい。

③ 保険に関わる加入保険証券等（写）が外国語の場合は、日本語訳を添付しなければならない。

（16） 傷害対策

公認スキー学校は、受講生の指導をする際は、安全を第一とし、事故発生時の対処要領等を事前に作成し、万全の策を講じておくこと。

（17） 実施報告

公認スキー学校は、本連盟から通知する手続きに従い、毎年６月末日までに、実施報告書を提出しなければならない。

６．公認を受けようとする公認スキー学校は、毎年８月末日までに、本連盟から加盟団体に通知する手続きに従い、所属加盟団体の承認を得て、本連盟に公認申請手続きを行うこととする。

７．インターナショナル分校について以下のとおり定める。

（１）申請方法

インターナショナル分校の申請ができるのは、前年度Ａ校又はＢ校として公認され、今年度も更新するＡ校又はＢ校が、海外で活動を行う場合、申請ができる。

（２）申請時必要書類

インターナショナル分校は、本連盟に公認申請時に以下の書類を提出しなければならない。

①開催するスキー場の運営会社の登記簿謄本の写し及びその日本語訳

②開催するスキー場の運営会社との契約締結を証明するものの写し及びその日本語訳

③開催するスキー場の全体図（コースマップ等）

（３）実施要領

公認インターナショナル分校の活動は、自身の所属教師を以て行い、公認インターナショナル分校は、責任をもって管理する。

２　公認インターナショナル分校が実施できる活動内容は、講習等及び、級別検定の実施である。

８．公認審査の合格を受けた公認スキー学校は、次の各号の手続きを行わなければならない。

（１）公認審査の合格を受けたスキー学校は、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料を、本連盟会員登録システムで、公認スキー学校の申請者が決済することにより、本連盟の公認スキー学校として公認され、電子公認証が付与される。電子公認証は、公認スキー学校申請者の本連盟会員登録システムマイページに表示される。

（２）公認されたスキー学校は、電子公認証を有効期限（公認された年度の７月31日）までに、各スキー学校の責任において、電子媒体で保管しなければならない。電子公認証は、有効期限後は、本連盟会員登録システムから消滅する。

（３）新規公認スキー学校については、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料と年次登録料を納入しなければならない。ただし、分校及びインターナショナル分校については、公認料は不要とする。

（４）前年度、公認スキー学校主任教師研修会を欠席した公認スキー学校、経営母体・公認区分を変更する公認スキー学校及び継続して公認を受けなかった公認スキー学校は、新規校扱いとし、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料と年次登録料を納入しなければならない。

（５）公認スキー学校が、経営母体、校名、役員、所在地等を変更する場合は、所属の加盟団体を通じ、本連盟に変更届を提出しなければならない。

（６）公認スキー学校が、公認年度の翌年度８月１日から次の公認期間まで夏期営業を行う場合は､所属の加盟団体を通じ､本連盟に公認期間延長届を提出し、本連盟の許諾を得なければならない。

９．公認後に各号に定める設置基準を満たしていないと確認された場合は、公認スキー学校等設置規程第５条１項により、理事会の決議をもって、公認を取り消すことができる。

10．公認スキー学校が行うスキー教室、スノーボード教室における、指導中その他公認スキー学校の業務に関連して発生した事故により、スクール生その他の第三者が傷害、死亡を含む一切の損害を被った場合（以下「事故」という。）において､公認スキー学校はその責任と費用において事故を解決するものとする。

11．この設置基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和 58 年８月　　改訂
平成４年 12 月 12 日　改正

平成７年10月13日　改正
平成13年９月28日　改正
平成15年６月27日　改正
平成17年６月15日　改正
平成17年11月２日　改正
平成18年11月１日　改正
平成22年８月31日　改正
平成24年９月26日　改正
平成25年７月９日　改正
平成27年12月15日　改正
平成28年４月20日　改正、平成28年８月１日施行
平成29年７月15日　改正
平成29年８月22日　改正
平成30年７月２日　改正、平成30年８月１日施行
平成30年12月13日　改正
令和５年７月５日　改正、令和５年８月１日施行
令和８年６月25日　改正、令和８年８月１日施行
令和８年９月３日　改正